

## 当組合のキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ 改正利息制限法の施行に伴う提携 ATM ご利用時のお知らせ

平成22年6月18日以降、利息制限法の改正に対応するため、当組合以外の提携ATMをご利用される場合に、ATM画面や利用明細票に表示されるお客様のATM利用手数料と、実際にお客様にご負担いただく手数料が相違する場合がございます。（お客様にご負担いただくATM利用手数料が少なくなる場合があります）

これは、利息制限法の改正により、ATMを利用した以下のようなお取引では、一定金額を越えるATM利用手数料が利息とみなされることとなったための対応により、ATM手数料が一定金額を越えるお取引では、お客様にご負担いただくATM手数料の一部を当組合が負担させていただくために起こります。

この場合ATM画面やATMのご利用時に発行される利用明細には、当組合負担分を含むATM利用手数料が表示される場合がありますが、お客様の通帳には、実際にご負担いただいた手数料が正しく表示されますのでご了承ください。

### 《提携ATMご利用時のお取引の内容》

- ・ キャッシュカードによる出金時に残高不足により総合口座のお借入が発生する場合
- ・ キャッシュカードによる入金時に総合口座の借入残高のご返済が行われる場合
- ・ ローンカードによるお借入・ご返済

お客様にご負担いただくATM手数料が相違する場合は、上記取引のうちの一部の場合です。詳しくは当組合の窓口までお問い合わせください。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

### 当組合以外のカードで当組合ATMをご利用されるお客様へ

改正利息制限法等の施行に伴い、当組合の本支店ATMでカードをご利用される場合、お取引ができない場合やご利用明細に記載されるATM利用手数料が、お客さまが負担されるATM手数料と異なる場合がございます。

詳しくは、口座をお持ちの金融機関までお問い合わせください。



君津信用組合